この点、被請求団体においては、構成員に対し、任意調査の拒否や立入検査における非協力的態度を奨励、指導している状況が見受けられる上、実際の立入検査においても、立ち会った構成員が公安調査官の質問に答えないなどの非協力的態度を取る事案が複数の施設において発生している。また、各施設に設置されたパソコン内にファイル消去ソフトウェアがインストールされていたことにより、パソコン内データの確認が十分に行えない事案も発生している。さらに、被請求団体においては、構成員に対して立入検査時に物件を隠匿するよう指示する書面が確認され、過去には実際に検査忌避（法第39条）事件が発生するなど、任意調査及び立入検査に対する被請求団体の非協力的態度は明らかといえる。

このような被請求団体の非協力的態度からすれば、被請求団体があえて不報告としている事項について、任意調査や立入検査に協力するなどということは考え難く、これらによって、危険な要素の質的・量的程度の把握に必要有益な情報を迅速に入手することは困難といわざるを得ない。

イ　さらに、本件一部不報告に係る要報告事項を具体的に見ても、以下のとおり、任意調査及び立入検査による把握は困難である。

⑺　役職員及び構成員である松本の二男及び松本の妻の住所及び役職名、20歳未満の構成員及び在家構成員の氏名及び住所並びに出家構成員の位階を任意調査により把握するためには、被請求団体の構成員や出家構成員の位階をある程度網羅的に把握している人物らを特定し、当該人物らと面談して情報を入手する方法や、被請求団体の活動の用に供されている各施設への人の出入りを継続的に確認するとともにこれらの者に面談を行い、その人定や被請求団体における立場等を確認する方法が考えられるが、前者については、そもそもそのような人物を特定することが容易でないと考えられるし、松本の二男及び松本の妻は、被請求団体における活動が一部の幹部構成員等とのオンラインの方法による会議等にとどまるなど、被請求団体内部においても、その存在を秘匿し続けていたのであって、なおさら、両名の存在等を把握している人物を特定することは困難である。

そして、後者についても、長時間にわたり、膨大な人手を要する方法であって、これにより20歳未満の構成員等を継続的に把握することが現実的でないことは明らかである。

また、役職員及び構成員である松本の二男及び松本の妻の住所及び役職名、20歳未満の構成員及び在家構成員の氏名及び住所並びに出家構成員の位階を立入検査により把握するためには、これらが記載された名簿類を確認する方法等が考えられるが、そのような名簿類がどこにどのような形で保管されているのかを把握できていなければ、そもそも発見すること自体容易ではないと考えられる上、これまでの立入検査で発見できた名簿類も、前記２⑵ウ記載の名簿データのほかは、未記入のものや、イニシャル等のみが記入されたものであって、直ちに個人の特定につながらないものにとどまっており、結局、立入検査による把握の方法も困難である。

⑴　次に、新越谷施設、水口施設及び北越谷施設の一部について、その所在、地積（規模）及び用途を任意調査及び立入検査により把握する方法としては、実際にこれらの施設への立入検査を実施し、その現況を確認することが最も簡便かつ効果的ではある。

しかし、被請求団体が各施設の用途を変更することは容易であり、現にそれがされてきた事実が認められ、今後も、被請求団体が短期間のうちに用途変更を実行することが十分に考えられる。そのため、報告されていない施設の用途変更について、これを立入検査によって逐次把握することは容易ではない。

⑵　また、資金的要素に関しても、本件10口座については、その預貯金の情報が判明済みであるから、金融機関への照会によりその預貯金の種類等を把握することは必ずしも困難ではないと考えられるが、以下のとおり、㈠から㈧までの各収益事業の種類及び概要等やこれらに係る資産を把握することは困難である。

すなわち、収益事業に関しては、商業登記関係書類を入手することで登記事項を確認することはできても、それだけではその実態把握には不十分である。

しかも、これまでに立入検査を実施しても収益事業に係る出納記録が発見できないこともあったと認められる上、発見できた出納記録上の現金残高と実際に確認された現金額が合致しないという事態も発生していることなどからすれば、立入検査により、収益事業に係る保有現金を網羅的に確認することや、資産状況などを正確に反映した帳簿関係書類等を確認することは困難である。

また、任意調査として、各収益事業の代表者や経理担当者等を特定の上、面談を実施し、各収益事業の事業内容や収支状況等についての供述を得るという方法も考えられるが、前記アのとおり、ただでさえ任意調査等に対し、被請求団体が非協力的態度を示している状況の下、被請求団体が本件各報告においてその一切を報告していない収益事業に関する事項について、各収益事業の代表者等の地位にある者が、実態に即した正確な供述をするということは想定し難い。

ウ　以上、検討したように、本件一部不報告に係る要報告事項について、これらを任意調査及び立入検査により把握することは困難であると認められる。

⑹　立入検査で確認された各収益事業の概要等が記載された書面による危険な要素の質的・量的程度の把握の困難性解消の有無について

被請求団体は、本件各報告書の「５　当該期間中における人格のない社団Alephの活動に関する事項」の「⑴　人格のない社団Alephがした人格のない社団Alephの活動に関する意思決定の内容」に「追記して任意に報告する。」などとして、「公安調査庁が人格のない社団Alephと一体であると見なしていると思料される、人格のない社団Alephの取引先の法人等のうち８事業者」においては、「①当該事業者に係る「事業の種類及び概要、事業所の名称及びその所在地、当該事業の責任者及び従事する構成員の氏名並びに各事業に関する会計帳簿を備え置いている場所」②当該事業者に係る「現金の現在額」、「預貯金の種類、金融機関名、残高及び口座名義人の氏名又は名称」及び「貸付金」等」を記載した文書を作成し、「当該文書を公安調査官の調査に供する用意を継続していることを確認した。」などと記載している。

そして、令和８年５月から同年７月までの間に実施された各施設に対する立入検査において、㈠、㈡、㈣、㈤、㈦及び㈧の本件報告対象期間を含む各収益事業の概要等が記載された書面（以下「本件収益事業書面」という。）が確認されている。

もっとも、法が予定している観察処分の枠組みは、報告内容に虚偽があれば再発防止処分となり得るという制度的担保の下、３か月ごとに、容易かつ迅速に要報告事項を把握することができることを前提として、任意調査等でそれを確認するというものであり、本件収益事業書面は、そもそも、㈠から㈧の各収益事業の一部についてのみ確認されている上に、被請求団体の責任において報告されたものではなく、表題や体裁、記載項目が不均一であり、内容の正確性についても前記のような制度的担保なくされたものにすぎないといえる。また、被請求団体は、